

教育委員会 1 月定例会 会議録

会議名 教育委員会 1 月定例会

開催日 平成28年 1 月27日（水）午後 3 時00分～午後 3 時38分

開催場所 本庁 第一会議室

出席委員 村田委員長、岩根委員長職務代理者、藤田委員、玉井委員、高須教育長
事務局等出席者

荻野学校教育部長、有山教育監、山崎教育監、良社会教育部長、藏守学校教育
教育部次長、澤井社会教育部次長兼社会教育課長、辻社会教育部次長兼文
化スポーツ振興課長、妹尾教育総務課長、入江施設給食課長、田井学務課
長、楠教育指導課長、多田教育研修センター所長、尾崎中央図書館長、青
木地域教育振興課長、山口社会教育課課長、赤堀文化スポーツ振興課課長、
高宮教育総務課係長、竹中教育総務課副係長、永森（教育総務課担当）

○村田委員長

ただ今から、1 月定例会を始めさせていただきます。

本日の案件は、報告事項が 5 件、議決案件が 1 件でございます。

本日の署名委員は岩根委員にお願いします。

まず、本日の配付資料について確認をしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○妹尾教育総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

まず、教育委員会定例会の議案書でございます。

そのほか、各課事業に関する資料を配付いたしております。

以上でございます。

○村田委員長

それでは、議案書 1 ページ、12 月・1 月教育委員会一般事務報告についてお伺い
いたします。

○妹尾教育総務課長

教育総務課から、12 月・1 月の一般事務報告をさせていただきます。

行事の関係の報告でございますが、1 月20日に学校訪問がございました。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして御報告申し上げます。

12 月16日から 1 月20日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で 6 件で
ございます。

そのうち、新規の後援は 2 件ございまして、1 件は、心身の鍛錬や基礎体力の向
上を目的としましたマラソン大会でございます。もう 1 件は、情報コミュニケーショ

ンに関する研究発表を目的としました情報交換会でございます。

その他、継続の後援が4件となっております。

以上でございます。

○村田委員長

ただいまの報告に対しまして、御意見、御質問ございませんか。

○岩根委員長職務代理者

学校訪問についてですが、各学校で我が校の活動を伝えようとする意気込みが、当日の資料や学校評議員さんとの関わり方などに表れているように思います。今回、訪問した学校につきましては、どちらも一生懸命されておられることが伝わり、非常に良かったです。

また、学力に関して言えば、子どもたちは落ち着いて、授業も良く聞いており非常に良かったのですが、テストになるとなかなか答えが出てこないという課題もあるようでした。これから試行錯誤していく中で改善されていくものと期待しています。

○村田委員長

第七中学校と堀溝小学校、訪問させていただきました。

第七中学校につきましては、落ちついていました。評議員さんのお話を聞いてよく分かりましたが、まず挨拶からということで、評議員の方たちと地域の方、多くの方が子どもたちに自ら挨拶をしていただいて、そのうち、だんだんと返ってくるようになったとのこと。やはり地域の力というのは、すごいなと改めて感じさせられました。そういったことを切っ掛けに、少しずつ良くなっていったんだと、改めて感じました。

授業も見せていただきましたが、主に経験年数の浅い先生方の授業でしたけれども、しっかりと子どもたちを引きつける授業をされておられまして、非常に良いなと感じました。

ほかに報告事項はございませんか。

○楠教育指導課長

1月9日土曜日、午後2時から、アルカスホールで開催いたしましたイングリッシュプレゼンテーションコンテストの報告をさせていただきます。

参加についてでございますが、市内から163人、市外からも47人の、合計210人の参加がございました。内容につきましては、出場した12人の中学生が、堂々とプレゼンテーションをする姿に、第2回から指導いただいている中嶋先生からは、学校で本当に丁寧に御指導いただき、年々、子どものレベルが向上しているなど、高い評価をいただきました。

○村田委員長

この件で御意見、御質問はございませんか。

○岩根委員長職務代理者

私なりの反省であります。イングリッシュプレゼンテーションコンテストはオー

ルイングリッシュで行われましたが、私が委員長の代理で御挨拶をいたしましたのですが、唯一日本語での挨拶になってしまいましたことを反省しています。

イベントはすごく厳かな中で、子どもたちが生き生きしており、良かったと思います。

○村田委員長

ほかに報告事項はございませんか。

○多田教育研修センター所長

1月14日木曜日に開催しました寝屋川教育フォーラム2015についてでございます。

本年度は「学力向上をめざす、その先にあるもの～未来を担う子どもたち～」をテーマに開催しましたところ、998人の参加がありました。参加者のアンケートでは、「田村先生の講演で、アクティブ・ラーニングについて理解が深まったので、是非実践につなげたい」や「自分も教育のプロとして、信念を持って、授業を磨いていきたい」など、前向きな御意見が多数ございました。

○村田委員長

この件で御意見、御質問はありませんか。

ほかに報告事項はございますか。

○青木地域教育振興課長

去る1月11日に開催いたしました第62回寝屋川市成人式について報告させていただきます。

今年度は、対象者が2,329人、うち参加者は1,562人で、参加率は67.07%でございまして、若干増加傾向にございます。

また、今年は市民会館が耐震工事のために、市民体育館での開催となり、会場設営等に非常に苦慮することもありましたが、社会教育部のみならず、学校教育部、また他の部局からも応援をいただきながら、無事成功裏に終えることができました。

○村田委員長

この件で、御意見、御感想はございませんか。

○高須教育長

以前、市民体育館で行ったときは周辺道路が混雑して迷惑を掛けてしまったことがありましたが、その点どうでしたか。

○青木地域教育振興課長

今回、他部局からの応援で、13人ほどに来ていただきまして、寝屋川に11時過ぎに車3台、バイク1台ぐらいが体育館前の信号付近を占拠するようなこともありましたが、警察とも連携をとる中で、1人のけが人も出さず、終えることができました。

○良社会教育部長

道路関係で一番成果を上げたのは、南小学校のグラウンドを一般駐車場にしなかったということが挙げられます。創意工夫の中、交通の流れがそこで遮断することなく実施できたことというのが非常に大きいのではないかと思います。

○村田委員長

成人の方たちと対面で座らせていただきましたが、後ろの方々は久しぶりの顔ぶれに私語をされる方々もおられたように思いますが、前から7, 8列目くらいまでは、前を向いて、しっかり私語せずに国歌斉唱をされていたのが印象的でした。

ほかに報告事項はございませんか。

○澤井社会教育部次長兼社会教育課長

12月24日木曜日、平成27年度第3回の社会教育委員会会議が開催されました。

内容につきましては、その他を含めまして4点ございまして、1点目は、平成27・28年度社会教育団体補助事業についてということで、4団体への事業補助につきまして、説明、御報告の上、御意見を頂戴したところでございます。二つ目が、社会教育委員学習会についてということで、委員の学習会の開催について御検討いただきました。三つ目が提言書についてということで、こちらにつきましては、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会で協議をいただいた内容につきまして提言書が出されましたので、その内容の説明をさせていただいたところでございます。最後、その他につきましては、議長が、全国社会教育研究大会に出席されましたので、その御報告をいただいたところでございます。

○村田委員長

この件で、御意見、御質問はございませんか。

ほかに報告事項ございませんか。

では、ないようですので、次に2ページ、1月・2月教育委員会行事計画書についてお伺いします。

○妹尾教育総務課長

2月10日に学校訪問及び教育委員会懇話会を、22日に教育委員会2月定例会を予定しております。

教育委員の皆様におかれましては、御出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○村田委員長

この件で御質問ございませんか。

ほかに報告事項ございませんか。

○楠教育指導課長

2月17日水曜日の教育実践の研究文褒賞式でございます。午後3時30分より、中央公民館講堂にて開催をいたします。

実践文につきましては、1月7日の段階で、全小中学校及び幼稚園、合計109点の応募がございました。内容につきましては、学習支援、教科指導といった、学校教育の基礎となる研究に加えて、支援教育や学校保健等、多岐にわたっております。当日は、褒賞式を行った後、最優秀1点につきまして実践発表を行う予定にしております。

教育委員の皆様方につきましては、御出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

○村田委員長

この件で御質問ございませんか。

○岩根委員長職務代理者

実践文につきましては以前は140点ぐらい出ていたように気がしますが、数が減ったのでしょうか。

○楠教育指導課長

一昨年127点、昨年132点、一番多いときで140点あったのですが、以前に選考委員の皆様から、実践文の内容につきまして、やはりもう少し各学校において厳選されたものが提出されるべきだというような御指導を受けており、審査の指導等も各学校で確認され出されているという状況がございますので、若干数字が減っておるとい状況でございます。

○村田委員長

ほかに報告事項ございませんか。

○多田教育研修センター所長

教育研究員研究発表会を2月22日月曜日、14時より開催いたします。

当日は、各研究部の発表と全中学校区の小中一貫推進教員短期留学の報告を行います。

○村田委員長

この件で御質問ございませんか。

ほかに報告事項ございませんか。

○辻社会教育部次長兼文化スポーツ振興課長

来る2月28日の日曜日でございます。寝屋川公園をスタート、ゴール地点といたしまして、寝屋川ハーフマラソン2016を開催させていただきます。北は北海道、南は沖縄まで、全国各地から、約5,700人のランナーが寝屋川市内をかけ抜けます。

つきましては、教育委員の皆様方におかれましては、お時間がございましたら、寝屋川公園や沿道で御声援いただければ幸いです。

○村田委員長

何か御質問ございませんか。

マラソンの募集について、定員はあったのですか。

○辻社会教育部次長兼文化スポーツ振興課長

一定の目安として、5,000人を定員としましたが、締切後もタイムラグの関係で5,700人程度の参加になったということでございます。

○村田委員長

申込みがあったけれども、お断りしたというのはないわけですね。

○辻社会教育部次長兼文化スポーツ振興課長

大阪マラソンみたいに、すぐに定員いっぱいになって、抽せんという状況ではござ

いせんので、9月から募集させていただいて、12月の末に締め切るまで応募の機会がございました。

○村田委員長

ほかに報告事項ございませんか。

○青木地域教育振興課長

まず、1月28日でございます。寝屋川市立校園PTA大会40周年記念大会をアルカスホールで開催いたします。

次第といたしましては、開会宣言後、PTA協議会会長挨拶、市長挨拶の後、広報コンクール表彰式、教育講演会、音楽祭となっております。今年度、記念大会ということで、例年開催しておりました中央公民館ではなく、アルカスホールを会場としております。

続きまして、ねやがわ子どもフォーラムにつきまして御説明申し上げます。

来る2月13日土曜日、午前9時20分より、中央公民館講堂にて開催いたします。本事業は、平成26年度より、過年度実施しておりました元気子育てフォーラムと子どもを守る市民集会をねやがわ子どもフォーラムと再構築し、様々な視点から、子どもと学校、家庭、地域の関わりを考える機会といたしております。当日は、開会式終了後、全体講演会として、笑福亭松枝氏による御講演、その後、10時40分からは四つの分科会に分かれて開催をさせていただきます。

○村田委員長

この件で御質問はございませんか。

ほかに報告事項ございませんか。

では、ないようですので、1月・2月教育委員会行事計画書につきましては、予定どおりよろしくお願いいたします。

次に、3ページから10ページです。

報告第1号から第4号の職員の分限処分についてを一括議題といたします。

説明、質問については一括で行いますが、採決については個別に行っていただきました。

○妹尾教育総務課長

ただいま御上程いただきました報告第1号から報告第4号 職員の分限処分につきましては、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理をいたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、順次御説明させていただきます。

まず、報告第1号でございます。4ページを御覧ください。

本職員は文化スポーツ振興課職員で、平成28年1月4日まで休職発令を行っていましたが、この度、更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成28年1月5日から平成28年2月4日までの休職発令を行ったものでございます。

次に、報告第2号でございます。6ページを御覧ください。

本職員は社会教育課職員で、平成28年1月7日まで休職発令を行っていましたが、この度、更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成28年1月8日から平成28年6月7日までの休職発令を行ったものでございます。

次に、報告第3号でございます。8ページを御覧ください。

本職員は第十中学校の職員で、平成28年1月14日まで休職発令を行っていましたが、この度、更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成28年1月15日から平成28年3月31日までの休職発令を行ったものでございます。

次に、報告第4号でございます。10ページを御覧ください。

本職員は文化スポーツ振興課職員で、平成28年1月16日まで休職発令を行っていましたが、この度、更に休業を要する延長の診断書が提出され、平成28年1月17日から平成28年2月16日までの休職発令を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○村田委員長

ただいまの報告を受けまして、御意見、御質問はございませんか。

ないようですので、お諮りします。

まず、報告第1号 職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

それでは、次に報告第2号 職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

報告第3号 職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

報告第4号 職員の分限処分についてを報告どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって報告第1号から報告第4号までの4件については、報告どおり承認することに決めます。

次に、11ページでございます。

報告第5号 寝屋川市情報公開条例に基づく開示拒否決定に対する異議申立てにつ

いての決定についてを議題といたします。

○尾崎中央図書館長

ただいま御上程いただきました報告第5号 寝屋川市情報公開条例に基づく開示拒否決定に対する異議申立てについての決定についてでございますが、本件は、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書12ページを御覧ください。

本件は、平成26年8月21日付けで、寝屋川市教育委員会が行った開示拒否決定処分に対する異議申立てを、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けて、棄却すると決定したものでございます。

内容につきましては、概略を御説明申し上げます。

本件につきましては、異議申立人からございました情報開示の請求につきまして、平成26年8月21日付けで開示拒否の決定処分を行ったことに対しまして、異議申立人が異議申立てを行ったものでございます。

これにつきましては、捜査機関からの利用者に関する問合せの文章及びそれに関する中央図書館の決定の分かる文章が記録されている情報を、捜査関係情報であることを理由に、その全てを不開示とするのではなく、開示できる部分については開示すべきであるとの異議申立人の主張に対しまして、寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の判断といたしまして、平成27年9月17日付けの寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会の答申のとおり、本件公文書の開示請求においては、捜査機関からの情報依頼でありまして、その情報の提供の依頼を受けた機関が寝屋川市立寝屋川市駅前図書館であることなどが記載されており、開示することにより、捜査の対象とされている事件、当該事件の内容、捜査の手法等が具体的に明らかとなるおそれがあり、また、その内容はもとより、回答したかどうかの事実についても、開示することにより捜査に支障を及ぼすおそれのある情報であるため、という御判断があり棄却いたしましたものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○村田委員長

それでは、この件につきまして、御意見、御質問はございますか。

ないようですので、お諮りします。

報告第5号 寝屋川市情報公開条例に規定する異議申立てに対する決定についてを報告どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決します。

次に、議決事項に移ります。

18ページ、議案第1号 寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

○蔵守学校教育部長

ただいま御上程いただきました議案第1号 寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則につきましては、当該規則におきまして、改めて目的外使用についての定義を定めまして、寝屋川市教育財産管理規則及び寝屋川市立学校スポーツ施設の開放に関する規則との使い分けを明確にするため、教育委員会に議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきます、20ページの新旧対照表におきまして、内容の御説明をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、趣旨についての規定に改めまして、文末を「必要な事項を定めるものとする」と改めるものでございます。

第2条につきましては、学校施設及び目的外使用についての定義を定めるものでございます。

第3条につきましては、使用許可の範囲等についての規定に改めるものでございます。

第4条につきましては、使用許可の申請についての規定に改めまして、申請に係る期日及び区分等を削除するものでございます。

第5条につきましては、使用許可証等について規定するもので、警備委託者への通知について、本条項から削除するものでございます。

第6条は、光熱水費等の負担についての規定を追加するものでございます。

第6条の追加によりまして、現行の6条、使用許可事項の変更を第7条に、現行第7条、遵守事項を第8条に、現行の第8条、使用許可の取消し等を第9条に、現行第9条、学校施設の変更禁止等を第10条に、現行の第10条、転貸し等の禁止を第11条に改めまして、条文中の文言の整理を行うものでございます。

次に、現行第11条を削除いたしまして、第12条に、文書等の様式については、学校教育部長が定めるものと規定しまして、現行第12条、委任を第13条に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、施行の期日及び経過措置を定め、現行の様式についての規定を削除するものでございます。

以上、誠に簡単な御説明ではございますが、慎重御審議をいただきまして、原案のとおり御協賛賜りますよう、お願い申し上げます。

○村田委員長

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

○岩根委員長職務代理者

提案理由の中に、改めて目的外使用についての定義を定めとあるんですが、目的外

使用で考えられるのは、スポーツ団体、自治会の活動、防犯活動等が目的外に当たるのでしょうか。

○蔵守学校教育部次長

今の目的外使用ですけれども、寝屋川市の教育財産管理規則の中で、第9条の中に教育財産の目的外使用の条文がございます。それによりまして、教育財産としての目的外使用の規定がございましたが、もともと教育財産管理規則と学校施設目的外使用規則、それと学校スポーツ施設の開放に関する規則ということで、目的外に使う部分ですけれども、三つの規則がございましたので、運用上は今まできっちりやっていたのですけれども、その条文を運用に整合させるために、今回、目的外を具体的に定義するという形になっております。

あと、目的外につきましては、今おっしゃいましたように、グラウンドであるとか、体育館、また教室、その他、駐車場等としてグラウンドを利用する場合であるとか、また公共の部分で、ガス管であるとか、電柱であるとか、そういう部分も全て目的外利用に入るという形で御理解いただきたいと思います。

○岩根委員長職務代理者

要するに、条文がいろいろあったんで、それを全部合わせて、見直して、改めて定義する。貸す内容とか、目的外使用については変わらないということによろしいですか。

○蔵守学校教育部次長

おっしゃるとおり、内容によりまして、どの規則を適用して使用許可を与えるかという部分の整理をしました。

○村田委員長

ほかに、御質問ございませんか。

ないようですので、お諮りします。

議案第1号 寝屋川市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村田委員長

異議なしということで、本案は原案どおり議決いたします。

以上で、本日予定しておりました案件は終了いたしました。このほかに、事務局より報告事項等あればお願いいたします。

○尾崎中央図書館長

先般、中央図書館学習室の改装につきまして、工事を進めてまいったところでございますが、今月18日月曜日の9時から、リニューアルして再オープンしております。

1日で大体130人程の御利用があったという状況でございます。

○村田委員長

ただいまの報告について、御質問等はございますか。

ほかに報告はございませんでしょうか。

それでは、これもちまして教育委員会1月定例会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。